

富山県食品ロス・食品廃棄物削減優良活動表彰実施要綱

1. 目的

食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第 19 号）第 16 条及び富山県食品ロス削減推進計画（令和 2 年 4 月策定）に基づき、富山県における食品ロス及び食品廃棄物（以下「食品ロス等」という。）の削減のための取組みを県民運動として一層推進していくため、食品ロス等削減について顕著な功績があったものに対し、その功績を讃えるため表彰を行う。

2. 表彰

この表彰は、富山県食品ロス・食品廃棄物削減推進県民会議（以下「県民会議」という。）会長が、食品ロス等の削減の推進に尽力し、優れた功績のあった団体、企業及び個人（以下「団体等」。）を表彰する。

3. 表彰の対象となる活動

- ① 食品ロス等の発生を抑制するための活動
- ② 食品ロス等の有効活用を推進するための活動
- ③ 食品廃棄物の資源化または再生利用を推進するための活動
- ④ その他県民会議会長が認めた活動

4. 表彰の方法

表彰状及び記念品を授与する。

5. 表彰の時期

県民会議会長が定める日

6. 表彰の応募

表彰を受けようとする団体等、または団体等を推薦しようとする市町村及び県民会議の委員が属する団体の長は別紙応募用紙に必要事項を記入し、県民会議会長に提出することとする。

7. 表彰の審査

表彰の適正かつ円滑な実施を確保するため、食品ロス等の削減に関する学識経験や知見等を有する委員が審査基準に基づき審査を行い、表彰者を決定する。

8. 事務局

この表彰の事務は、県農産食品課及び環境政策課が行う。

9. その他

この表彰の実施に関し必要な事項は、県民会議会長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、令和2年5月25日から適用するものとする。